

自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）の
交付予定枠の申込書作成上の留意点について

1. 電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラックにかかる申請の場合
(運用方針 様式1-1)

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。ただし、1者で複数台を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。
	②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。
	③「申請者欄」にバス・タクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※第1弾の場合、HP記載の日にちまでの「実績申請」のみであり、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日とその期間内であること。 第2弾以降においては、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日がHP記載の日にちまでの「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」となる。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。 ※各車種において、1台あたりの補助金額に上限あり（運用方針5参照）。 複数台を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。（電気バス…1/3、電気タクシー・電気トラック…1/4、燃料電池トラック…2/3） ※複数台を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。 ※ただし、複数台を超える申請で受付運輸局をまたがる場合、別紙にて整理し、最大数登録予定の運輸局（支局）での申請が可能。
	⑨複数台を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定車両」欄の内容を網羅し、申込書では⑤⑥以外を「別紙のとおり」とすること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（HP記載）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑪補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。（実績申請のうち、登録日が申請日より前の場合）
	⑫提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。ただし、複数台を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の交付予定枠の申込書
(電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック)

②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。

年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請	氏名又は名称及び代表者名	③「申請者欄」にバス、タクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。			
	住所				
担当者	担当	氏名	役職		
	電話	mail			
補助申請予定車両	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。				
	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。				
	電気バス、 <input type="checkbox"/> 電気タクシー、 <input type="checkbox"/> 電気トラック、 <input type="checkbox"/> 燃料電池トラック				
	車名(メーカー名)	車種(商品名)			⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。
	型式				
	登録(予定)日	年	月	日	⑥補助率が正しく適用されていること 電気バス…1/3、電気タクシー・トラック…1/4、燃料電池トラック…2/3
	補助対象経費(予定)	円			
補助金申請額(予定)	円				
使用の本拠の位置	都・道・府・県			市・区	
本申請はあらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、燃料電池自動車 ⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。 <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ					
上記の申請内容に基づき、導入するものである。(☑をする) (リースの場合は、リース事業者名(予定) :)					

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車を基本的に1台毎に作成、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
3. あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、燃料電池自動車に改造する場合は、改造にかかる見積書を添付すること。
4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者に対しては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

⑨複数台を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定車両」欄の内容を網羅し、申込書では⑤⑥以外を「別紙のとおり」とすること。

令和

内定通知書

(電気バス、電気タクシー、電気トラック、燃料電池トラック)

上記の申請予定車両について、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

年 月 日

〇〇運輸局長

2. 電気自動車用充電設備にかかる申請の場合（運用方針 様式1-2）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数を1枚に合算して申請しないこと。（1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。）ただし、1者で複数基を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。
	②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。
	③「申請者欄」にバス・タクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気バス、電気タクシー、電気トラック（緑ナンバー）が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。
	⑤「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※第1弾の場合、HP記載の日にちまでの「実績申請」のみであり、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日とその期間内であること。 第2弾以降においては、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日がHP記載の日にちまでの「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」となる。
	⑥「補助対象経費（設備の価格）」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。） ※複数基を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。 ※複数基を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑧「補助金申請額」には補助率を記入（充電設備本体の1/2）したうえで、正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。充電設備のみの申請の場合、補助率は1/4で計算すること。
	⑨「設置場所」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。 ※ただし、複数基を超える申請で受付運輸局をまたがる場合、別紙にて整理し、最大数登録予定の運輸局（支局）での申請が可能。
	⑩複数基を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定設備」欄の内容を網羅し、申込書では⑥⑦以外を「別紙のとおり」とすること。
(2) 見積書の写し	⑪交付された日付が申請の最終受付日（HP記載）より以前であること。
	⑫1基あたりの本体価格が判別できること。（一式等の表示のみの場合は内訳を添付すること。）
	⑬既に導入した場合、見積書の写しに替えて、「請求書の写し」を提出すること。（実績申請のうち、登録日が申請日より前の場合）
(3) 当該充電器の仕様書、工事図面	⑭見積書もしくは請求書の内容と不一致がないこと（電線の長さ、不必要な機材の算定等）。

① 導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数枚を1枚に合算して申請しないこと。(1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。)ただし、1者で複数基を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の交付予定枠の申込書
(電気自動車用充電設備)

②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。

年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にバス、タクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。		
	住所				
	担当者	氏名	役職		④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気バス、電気タクシー、電気トラック(緑ナンバー)が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。
		連絡先	電話		
		E-mail			
補助申請予定設備	⑥「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。)				
	充電設備を購入、 <input type="checkbox"/> 充電設備のみを導入。(<input checked="" type="checkbox"/> をする)				
	<input type="checkbox"/> 急速充電設備、 <input type="checkbox"/> 普通充電設備				
	⑤「導入(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。				
	事業完了(予定)日	年 月 日			
	補助対象経費(予定)	設備の価格	円①(注3)		
	工事費	円②(注4)			
補助金申請額(予定)	円 (①×1/(補助率))+②)				
設置場所	<input type="checkbox"/> 同上、 <input type="checkbox"/> 都・道・府・県 市・区				
上記自動車は(<input type="checkbox"/> 自ら購入・ <input type="checkbox"/> リース)により導入するものである。(<input checked="" type="checkbox"/> をする) (リースの場合は、リース事業者名(予定):)					

(注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備を基本的に1基毎に作成し提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。
3. 本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格

⑧「補助金申請額」には補助率を記入(充電設備本体の1/2)したうえ、正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。充電設備のみの申請の場合、補助率は1/4で計算すること。

充電設備は90万円。
今年度の内定に際しての事実を考慮することがある
補助率は1/4とする

⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。

(電気自動車用充電設備)

上記の申請予定設備の交付予定枠を内定する。
⑩複数基を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定設備」欄の内容を網羅し、申込書では⑥⑦以外を「別紙のとおり」とすること。

年 月 日

〇〇運輸局長

3. 優良ハイブリッドバスにかかる申請の場合（運用方針 様式2）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。ただし、1者で複数台を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。
	②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。
	③「申請者欄」にバス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※第1弾の場合、HP記載の日にかまでの「実績申請」のみであり、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日とその期間内であること。 第2弾以降においては、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日がHP記載の日にかまでの「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」となる。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。 ※複数台を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。（通常車両価格（運用方針に記載）と補助対象車両価格の差額の1/3） ※複数台を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑦「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること ※複数台を超える申請で受付運輸局をまたがる場合、別紙にて整理し、最大数登録予定の運輸局（支局）での申請が可能。
	⑧複数台を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定車両」欄の内容を網羅し、申込書では⑤⑥以外を「別紙のとおり」とすること。
(2) 見積書の写し	⑨交付された日付が申請の最終受付日（HP記載）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑩補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。（実績申請のうち、登録日が申請日より前の場合）
	⑪提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

① 導入予定車両1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。ただし、1者で複数台を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドバス)

②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。

年 月 日

〇〇

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にバス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。			
	住所					
	担当者	氏名	役職			
		連絡先	電話	FAX		
		E-mail				
補助申請予定車両	種別	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。				
	大きさ(☑をする)	☐大型(9m以上)、☐中型(7m以上9m未満)、☐小型(7m以下)				
	車名(メーカー名)	車種(商)		⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。		
	型式					
	登録(予定)日	年 月 日				
	補助対象経費(予定)	円		⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)		
	補助金申請額(予定)	円				
	使用の本拠の位置	都・道・府・県		市・区		
本申請車両は(☐自ら購入・☐リース)により導入するものである。(☑をする) (リースの場合は) ⑦「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。						

- (注) 1. 使用者たる運輸事業者(リースの場合はリース業者)の所在地が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 3. 過去に正当な理由で申請したことがないこと。⑧複数台を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定車両」欄の内容を網羅し、申込書では⑤⑥以外を「別紙のとおり」とすること。

内定整理番号:

令和 年度自動車環境総合改善対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドバス)

上記の申請予定車両については、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

年 月 日

〇〇運輸局長

4. 優良ハイブリッドトラックにかかる申請の場合（運用方針 様式3）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。ただし、1者で複数台を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。
	②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。
	③「申請者欄」にはトラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※第1弾の場合、HP記載の日にちまでの「実績申請」のみであり、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日とその期間内であること。 第2弾以降においては、新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日がHP記載の日にちまでの「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」となる。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。 ※運用方針5に規定する補助対象経費と通常車両価格との差額から補助金申請額を算出する場合は記載不用。複数台を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。（通常車両価格と補助対象車両価格の差額（運用方針に記載）の1/3） ※複数台を超える申請の場合、総額を記載すること。
	⑦「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること ※複数台を超える申請で受付運輸局をまたがる場合、別紙にて整理し、最大数登録予定の運輸局（支局）での申請が可能。
	⑧導入台数が3台未満の場合、必ず条件のいずれかにチェックがされていること。 ⑨複数台を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定車両」欄の内容を網羅し、申込書では⑤⑥以外を「別紙のとおり」とすること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（HP記載）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑩補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。（実績申請のうち、登録日が申請日より前の場合）
	⑪提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。ただし、1者で複数台を超える申請の場合、別紙にてまとめることが可能である。

令和 年度自動車環境総合改善対策補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドトラック)

年 月 日

②「申込年月日」欄に記載された日付がHP記載の申請受付期間であること。

〇〇 運

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にトラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。			
	住所					
	担当者	氏名	役職			
		連絡先	電話	FAX		
	E-mail					
補助申請予定車両	種別		④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。			
	車両総重量(☑をする)(最大積載量は減トン前)	<input type="checkbox"/> 軽自動車・2.5ト以下(軽除く)・ <input type="checkbox"/> 2.5ト超3.5ト以下 <input type="checkbox"/> 3.5ト超(最大積載量4ト未満)・ <input type="checkbox"/> 3.5ト超(最大積載量4ト以上)				
	車名(メーカー名)	⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。				
	型式					
	登録(予定)日	年 月 日				
	補助対象経費(予定)	円		⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)		
	補助金申請額(予定)	円				
	使用の本拠の位置	都・道・府・県 市・区				
	本申請車両は(☐自ら購入・☐リース)により導入するものである。(☑をする)					
	⑦「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。					
環境対応車(トラック)導入予定台数(台) 台						
※上記 導入予定台数3台未満の場合は下記該当番号(①~⑤)に☑をする(※複数回答可)						
☐①経年車の廃車あり、☐②リースで導入、☐③グリーン経営認証取得済、☐④Gマーク取得済、☐⑤ISO認証取得済						

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定車両の所有者であること。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し及び自動車検査証の写しを添付すること。
 3. 経年車の廃車を伴う新車導入の場合は、廃車予定自動車の自動車検査証又は廃車済自動車の登録事項等証明書(詳細)の写しを添付すること。
 4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

⑨複数台を超える申請で別紙を付ける場合、別紙では「補助申請予定車両」欄の内容を網羅し、申込書では⑤⑥以外を「別紙のとおり」とすること。

令和 年度自動車環境総合改善対策補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドトラック)

上記の申請予定車両については、(記載のとおり) 補助金の交付予定枠を内定する。
(下記の通り)

年 月 日 〇〇運輸局長